

## ■街頭相談会・ろうどう110番■

### ◎街頭労働相談会

新潟労政事務所主催、新潟労働基準監督署などの後援により、労働者・使用者を対象に「街頭労働相談会」を開催します。労働条件、解雇・退職、社会保険、雇用保険などの疑問にお答えします。

予約は不要です。お気軽にご相談ください。

- ▶日時 7月14日(金) 午前10時～午後4時
- ▶会場 新潟市古町7番町 ふるまちモール7内

### ◎ろうどう110番 ☎232-6110

賃金、労働時間、解雇・退職などの労働問題に関する相談、就業規則例、県内賃金水準などの資料提供はろうどう110番へ。

- ▶相談時間 月曜日～金曜日(休日除く) 午前8時30分～午後5時15分
- ▶相談は無料で、秘密は厳守されます。
- ▶弁護士相談も可能です。(予約が必要です)

## ■初級パソコン講座開催■

- ▶内容 マイクロソフトワード・エクセルを使ったワープロ・表計算の入門、インターネット体験ほか。
- ▶対象 パソコンを使い始めた初心者40名
- ▶実施期間 9月19日(火)～10月20日(金)・10日間
- ▶実施時間 午後6時30分～9時
- ▶費用 テキスト代・フロッピー代他として6,000円
- ▶応募方法 住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・所有パソコンまたは使用しているパソコン名を記入し、往復はがきを下記へお送りください。
- ▶申込先 〒956-0816 新潟市東町1-12-9 新潟工業高校 初級パソコン講座係 ☎0250-22-3441
- ▶締切り 8月19日(土) (消印有効)
- ▶その他 講習は講義と実習です。欠席のないようにしてください。申し込み多数の場合は抽選。

## ■涼しさを演出する山野草 寄せ植え講習会■

- ▶日時 7月23日(日) 午後1時30分～3時
- ▶受講料 2,000円(受講当日に徴収します)
- ▶定員 20名 応募者多数の場合は抽選します。
- ▶申込・問い合わせ ハガキに住所、氏名、電話番号を記入し、7月12日(木)までにお申し込みください。(当日消印有効) 新潟県立植物園 園芸教室係 〒956-0845 新潟市金津186 ☎0250-24-6465

## 救急車出動状況

- ◆5月の出動状況 13 (80)
- 主な出動原因
  - 交通事故 1 (9)
  - 一般負傷 6 (16)
  - 急病 6 (53)
  - その他 0 (2)
- ( )は平成12年1月以降の累計

「なんでも相談」  
のご利用を  
**7月20日(祝)**  
午前9時～午後4時  
役場町長室

## ■国民年金の給付の種類■

- 65歳になったら
- ★老齢基礎年金  
事故や病気で障害者になったときの
- ★障害基礎年金  
万一大黒柱を失ったときの
- ★遺族基礎年金  
第1号被保険者の独自給付として
- ★付加年金、寡婦年金、死亡一時金
- 老齢基礎年金の  
繰上げ請求はよく考えて

今月は老齢基礎年金について説明します。老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳とされていますが、本人が希望すれば、60歳から64歳までの間に年金を受けることができます。

これを、繰上げ請求といいます。この場合、早く年金を受け取ることができる反面、次の不利益を受けることとなります。いったん請求すると、取り消すことはできません。繰上げて請求するときは、よく考えて請求してください。

- ①請求した年齢に応じた減額率により減額され、生涯この減額された年金を受け取ることになります。
  - ②万一、障害者になっても、原則として障害基礎年金は受けられません。
  - ③老齢厚生年金が、65歳になるまで受けられません。
  - ④遺族厚生年金を受ける権利が発生しても、65歳までは老齢基礎年金と遺族基礎年金のいずれか一方の年金しか受けられません。
  - ⑤寡婦年金を受けることができなくなります。
  - ⑥65歳前に就職し、厚生年金に加入すると、その間、老齢基礎年金の全額が支給停止になります。
- ※なお、繰上げ請求とは逆に、66歳以降に繰り下げて割増の年金を受けることもできます。

▶問い合わせ 町民生活課国民年金係 ☎385-2111

## ■「のぎくの家」夏まつり■

- ▶日時 7月22日(土) 午後5時～8時
- ▶場所 のぎくの家(上町1-2-16 浄水場近く)
- ▶催し物 横越上部落神楽保存会郷土芸能、人形劇、インド舞踊など
- ▶模擬店 ガラタ市、おでん、焼きそば、古本市、フリーマーケットなど
- ※雨天の場合、模擬店のみ格安販売します。
- ▶問い合わせ のぎくの家 ☎385-3920

## 7月の納税等

- 固定資産税 2期
- 国民年金保険料 7月期



## ■平成12年度自衛官等採用試験■

試験の種類	受験資格	受付期間	試験日
防衛大学校 推薦 一般	高卒(見込)～21歳未満	9月5日～9月8日	9月16～17日
		9月14日～10月13日	11月13～14日
防衛医科大学校	高卒(見込)～21歳未満		11月11～12日
航空学生			9月23日
一般曹候補生	18歳～24歳未満	8月7日～9月8日	9月16日
曹候補士			9月16日
2等陸海空士(女子)	18歳～27歳未満		9月25～26日
2等陸海空士(男子)			9月19・24日
看護学生(女子)	高卒(見込)～22歳未満	9月14日～10月13日	11月6日

▶問い合わせ 防衛庁新潟募集案内所 ☎246-1881

## ■社会福祉法人「中蒲原福祉会」パート募集■

- ▶職種・募集人員 介護職員(ケアワーカー) 若干名
- ▶採用条件 高校卒業以上で45歳位まで
- ▶勤務時間 午前8時～午後7時の間で実働5時間(土日・祝日の勤務もあり)
- ▶待遇 時給760円
- ▶勤務地 特別養護老人ホーム「横雲の里」(横越町)
- ▶面接日・場所 7月13日(休)午後1時 「向陽の里」(亀田町)
- ▶締切り日・問い合わせ 7月10日(月)午後5時30分までにお申し込みください。特別養護老人ホーム 向陽の里(亀田町向陽2-6-1 ☎382-8222) 申込書類は向陽の里にあります。

## ■総合労働相談窓口開設■

新潟労働基準局、新潟女性少年室及び新潟県職業安定課・雇用保険課が統合され、新潟労働局となり、局内に総合労働相談窓口が開設されました。労働問題でどこに相談したらよいか分からないような時は、お気軽にご相談ください。

▶総合労働相談窓口 新潟労働局総務部企画室 ☎234-5353

## ■入札結果■

(工事費500万円以上、消費税を除く。単位：万円)

工事名	工事費	完了予定日	工事業者名
特環下水道小杉上管渠布設22工事	1,450	12.10.27	(株)田中組
特環下水道小杉上枝管渠布設3工事	1,700	12.10.27	(株)高木組
特環下水道小杉中枝管渠布設2工事	1,800	12.10.27	(株)田中組
緊特小杉下管渠布設10工事	1,900	12.10.27	(株)大橋組
緊特小杉下管渠布設11工事	1,440	12.10.27	(株)高木組
緊特小杉下管渠布設12工事	1,700	12.10.27	(株)遠藤組
特環下水道小杉舗装復旧その1工事	900	12.7.29	クラウン建設㈱
特環下水道小杉舗装復旧その2工事	650	12.7.29	クラウン建設㈱
町道53号線配水管布替工事(5工区)	700	12.10.27	風間建設工業㈱
町道53号線配水管布替工事(6工区)	670	12.8.28	小木工業㈱
町道713、722号線配水管布替工事	585	12.10.27	(株)伊藤工業

## ■心配ごと相談所■

- ▶会場 老人福祉センター
- ▶時間 午後1時～4時
- ▶相談日と相談内容
  - 7月7日(金) 行政相談
  - 7月11日(火) 法律相談
  - 7月16日(日) 教育相談
  - 7月21日(金) 法律相談
  - 8月1日(火) 教育相談
- ▶相談は無料で秘密は固く守られます。

## ■児童手当認定請求書・額改定請求書提出のお知らせ■

平成12年6月1日より児童手当の制度が改正されました。新しく支給対象となる児童を養育している方には、6月中旬に申請用紙を送付しましたが、提出期限が9月29日(金)となっておりますので、お早めに提出してください。

なお、10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給になります。詳しくは、広報6月号(8・9ページ)をご覧ください。

▶改正後の対象児童の年齢・義務教育就学前(平成6年4月2日以降に生まれた児童)

▶問い合わせ・申請先 健康推進課 児童手当係 ☎385-2111

## ■ひとり親家庭 ほのぼの交流事業■

- しらゆり荘で大運動会! 歌づくり、ゲーム、肝だめし、花火大会もあるよ。みんな楽しく遊ぼう!
- ▶日時 第1回 7月29日(土)～30日(日)  
第2回 8月5日(土)～6日(日)
  - ▶会場 新潟県母子休養ホーム「しらゆり荘」南魚沼郡六日町小栗山303-1 ☎0257-72-2090
  - ▶参加費 一人1,000円(税込) ただし、宿泊料金は大人2,500円、小人1,500円、幼児1,000円
  - ▶定員 各回20名になり次第締め切ります。
  - ▶問い合わせ 健康推進課 ☎385-2111

## ■亀田焼却場プール案内■

- ▶期間 7月20日(祝)～8月31日(木)(日曜・祝日の翌日は休み)
- ▶時間 午前9時30分～午後4時30分
- ▶問い合わせ 亀田焼却場 ☎382-4371
- ※小学生以下は16歳以上の水着着用の付添人が必要です。